

令和4年度沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業 事業実施・実績報告 Q&A

【 目 次 】

1, Q&A

- Q1 いつから行っていた事業が補助対象となりますか？ 2
- Q2 事業内容を変更したいですが変更の申請は必要ですか？ 2
- Q3 経費の内訳が変更になりますが変更の申請は必要ですか？ 2
- Q4 当初より人件費が大幅減になりそうですが変更の申請は必要ですか？ 2
- Q5 事業期間が当初予定から延びそうですが変更の申請は必要ですか？ 2
- Q6 補助金変更承認申請の手続きを教えてください 2
- Q7 補助事業を中止・廃止する場合の手続きを教えてください 3
- Q8 交付決定後に申請を取り下げたい場合はどのようにすれば良いですか？ 3
- Q9 実施状況の報告、書類等の提出、現場の確認等に応じる必要はありますか？ 3
- Q10 事業が予定の期間内に完了しない場合、遂行困難な場合はどうしたら良いですか？ 3
- Q11 事業実施にあたり、支払方法はどうしたら良いですか？ 3
- Q12 人件費を翌月払いとしており、3月の支払になりそうです 3
- Q13 事業はいつまでに完了すれば良いですか？ 4
- Q14 事業完了後は何をすれば良いですか？ 4
- Q15 実績報告時の提出書類を教えてください 4
- Q16 事業を途中で中止・廃止した場合も実績報告が必要ですか？ 4
- Q17 人材採用できなかった場合、変更申請は必要ですか？また、募集経費は補助されますか？ . . . 4
- Q18 様式はどこで入手出来ますか？ 4
- Q19 補助金はいつ頃支払われますか？ 5
- Q20 実際の支出額が交付決定額を下回った場合補助金額はどうなりますか？ 5

2, 補助金変更交付申請が必要／不要な場合 6

【事業実施について】

Q1.補助金交付決定または申請の以前から実施されていた事業は補助対象となりますか？

A1.交付決定の日付以降に実施された事業が補助対象となります。

Q2.補助金交付決定後に事業内容を変更したいのですがどうすれば良いですか？

A2.下記に該当する場合以外は、補助金変更承認申請が必要となります。

- ・ 事業目的に変更をもたらすものではなく、かつ、事業能率を低下させない事業計画の細部の変更である場合
- ・ 「人件費」と「事業費（謝金・委託費・役務費、等）」の経費区分間におけるいずれか低い額の20%以内の額の配分を変更する場合。

例) 人件費 120 万円、事業費 80 万円の場合、16 万円 (いずれか低い額 (事業費 80 万円) の 20%) を超える金額を人件費から事業費、または事業費から人件費へ移動する場合、補助金変更承認申請が必要となります。

※補助金変更申請が具体的にどのような場合に必要となるかは、本 Q&A 末尾の「[補助金変更交付申請が必要な事例について]」をご参照下さい。

Q3.事業の目的に変更はありませんが、委託料が見込みより多く、役務費は見込みより少なくなりそうです。この場合、補助金変更承認の申請は必要ですか？

A3. 委託費、役務費とも事業費であり、事業の目的に変更もないため、補助金変更承認の申請は必要ありません。(当初無かった事業費目加わる場合は変更承認の申請が必要です)

Q4.5名の人材採用を予定していましたが、求人に対し応募がなく、1名の採用となるため人件費が当初予定より大幅減となりそうです。この場合、補助金変更承認の申請は必要ですか？

A4. 不要となった人件費を事業費に充当するのでなければ事業間の額の配分変更には該当せず、補助金変更承認の申請は不要です。なお、この場合、補助金交付額は当初交付決定の額と、実際に当該事業で支出した実績額のいずれか低い方の額となります。

Q5.当初の計画では事業期間を令和5年1月までとしていましたが、2月中旬まで事業期間が延びそうです。この場合、補助金変更承認の申請は必要ですか？

A5. 事業の目的や人件費と事業費の配分に変更がなく、事業期間の延長のみである場合は、補助金変更承認の申請は不要ですが、実績報告の提出は2月末が期限であることにご留意下さい。

Q6. 補助金変更承認申請の手続きはどのようにすれば良いですか？

A6.サポートセンターを通じて県に、「沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金変更承認

認申請書（様式第2号（第9条関係））」を提出することになります。

住所、事業者名、代表者名、日付等を記載し、交付決定通知書記載の交付決定年月日、文書番号、変更理由、変更の期間（当初予定の事業期間に変更のない場合事業期間、変更ある場合はその期間）を記入し、変更の理由が確認出来る書類（事業計画書、理由書等）を添付の上、サポートセンターに提出してください。

提出後、県で審査を行い、内容が適切であると認められる場合は、変更交付決定通知書を交付します。

※手続きに関して不明な点等ある場合は、サポートセンター（050-3154-0986）へご連絡ください。

Q7.補助事業を中止・廃止したい場合はどのようにすれば良いですか？

A7. サポートセンターを通じて県に、「沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号（第10条関係））」を提出することになります。内容を確認後、承認の旨を県から通知します。

Q8.交付決定を受けた後に交付申請を取り下げたいときはどのようにすれば良いですか？

A8.交付決定通知書記載の交付決定日から20日以内の日付で、任意様式にその旨を記載し、サポートセンターを通じて県に提出してください。

Q9.実施状況の報告や書類等の提出、現場の確認等に応じる必要はありますか？

A9.必要に応じて、報告や実地確認等の協力を求める場合があります。公の財源により実施している補助事業ですので、その場合は、報告等に応じなくてはなりません。（補助金交付要綱第11条、第12条の規定に基づいて実施する実施状況報告や立入検査による帳簿書類その他の確認等）

Q10.事情の変化により、事業が予定の期間内に完了しない場合、または遂行が困難となった場合はどうしたら良いですか？

A10. 状況により必要となる対処や手続きが異なりますので、速やかにサポートセンターを通じて県に報告し、指示を受けて下さい。

Q11.交付決定後、事業の実施に際して従業員や委託先事業者等への支払方法は口座振替に限るといった制限はありますか？

A11.やむを得ない事情による場合を除いて口座振替を原則とし、領収書その他支払の事実の確認出来る書類の保管・整理は適切に行ってください。

Q12.事業期間は令和5年2月末日までとのことだが、人件費において、2月分の給与を3月払いとする場合は補助対象となりますか？

A12.給与の翌月払いのみについては、例外的に補助対象として認めています。交付額の確定は時間を要

しますのなるべく早めにお支払い下さい。この場合も実績報告は2月末日までに行い、給与の支払後は速やかに給与支給明細書等の証拠となる書類を追加提出して下さい。給与支払は原則として3月10日までとし、やむを得ない事情により当該期日を過ぎる場合は必ず事前にサポートセンターに相談してください。

なお、人件費以外について、クレジットカード払い、掛け払い等により、3月以降の支払となる場合は補助の対象となりませんので十分にご注意下さい。

【事業完了・実績報告について】

Q13.補助事業はいつまでに完了すれば良いですか？

A13. 本補助事業の対象となる事業の実施期間は令和5年（2023年）2月末日まで（人件費以外については2月末日までに支払まで完了すること）となっています。必ずこの期日までに事業を完了するようにして下さい。

Q14.補助事業完了後は何をすれば良いですか？

A14.補助事業が完了したとき、または事業の中止または廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は令和5年（2023年）2月末日のいずれか早い日までに、事業実績を報告して下さい。

Q15.実績報告に際しては何を提出すれば良いですか？

A15.下記書類を提出して下さい。

- ・沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金実績報告書（様式第4号（第13条関係））
 - ・実績報告総括表（様式2）
 - ・実績報告内訳書（様式3）
 - ※上記各様式中に記載の注意事項に十分留意すること。
 - ※支出の事実が確認出来る証憑類（下記）を添付すること。
- 【支出確認書類】
- ・外部に支払を行った場合…見積書、契約書、納品書、請求書、振込明細、通帳写し等
 - ・人件費…給与明細、支払実績（振込明細、通帳写し等）
 - ・研修・資格取得等…研修内容が確認出来る資料（カリキュラム、スケジュール等）、取得した資格の証書、免状（写し）、社内で実施の場合はその写真・報告書等
- ・その他知事が必要と認める書類（事業成果物の写真その他の提出を求める場合があります）

Q16.事業を途中で中止した場合、廃止した場合も実績を報告する必要がありますか？

A16.補助金交付対象としての適否を判断するため、必ず実績報告をして下さい。

Q17.人材採用を計画していたが、人材の応募がなかった場合、補助金変更承認申請をする必要がありますか？また、その場合の求人募集に要する経費は補助対象となりますか？

A17.経費区分間の変更には該当しませんので、補助金変更承認申請の必要はありません。また、結果として人材の応募がなく採用が出来なかった場合も、求人募集に要した経費は補助対象となります。

Q18.補助金変更承認申請や実績報告の様式はどこで入手出来ますか？

A18.事業専用 HP からダウンロードして下さい。

(事業専用 HP : <https://okinawa-kanko-keiei-support.jp/>)

【補助金の支払について】

Q19.補助金はいつ頃支払われますか？

A19.補助金の支払いは原則として、実績報告や支出事実を提出された書類等により確認し、補助金額を確定した後に精算払いを予定しています。

※概算払について

本事業は交付決定から事業完了までの期間が短く、また、事業実施期間中は伴走支援に重きをおくべきであることから、原則として概算払（中間支払）は行わず、事業完了後の精算払を予定していません。

Q20.事業完了、実績報告時の実支出額が、当初の交付決定額を下回った場合、補助金額はいくらになりますか？

A20.補助金の交付額は、補助対象経費の実支出額と補助基準額を比較して、いずれか少ない方の額となります。

(例：社員 2 名新規採用、研修実施予定で計 210 万円の経営改善計画を策定し、補助金申請。定額補助のため 200 万円の補助金交付決定を受けたが、1 名しか採用できず最終的な実支出額は 140 万円であった。この場合、補助金の交付額は補助基準額（200 万円）と実支出額（140 万円）の比較により、140 万円となる。)

【参考】沖縄県観光事業者事業継続・経営改善サポート事業補助金交付要綱

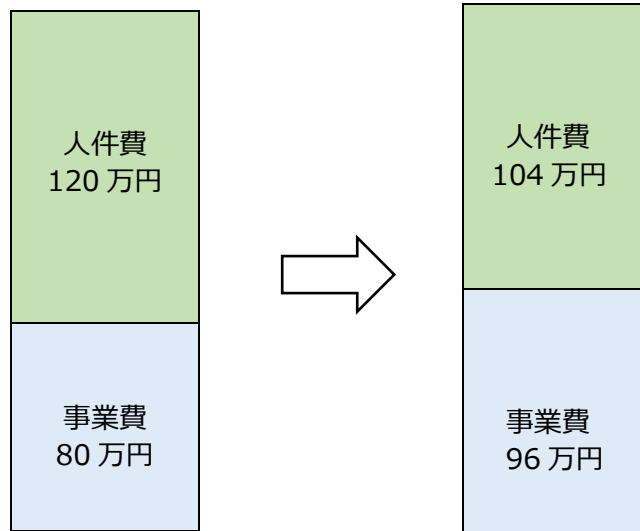
(補助金の算定方法)

第 5 条 補助金の交付額は、別表に定める補助対象経費の実支出額と同表に定める基準額を比較して、いずれか少ない方の額とする。ただし、算定した額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

【補助金変更交付申請が必要／不要な場合】

1、変更交付申請が**必要**な場合

①「人件費」と「事業費」の間でいずれか低い方の額の20%を超える変更を行うとき

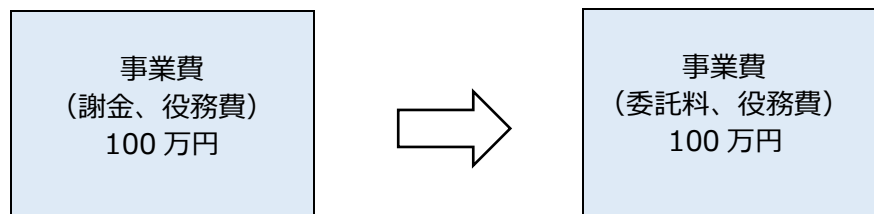


※いずれか低い方の額の20%…事業費 80万円×20% = 16万円

上記の場合、16万円を超える変更は変更交付申請が必要となります。

※「人件費→事業費」、「事業費→人件費」いずれの場合も変更交付申請が必要となります。

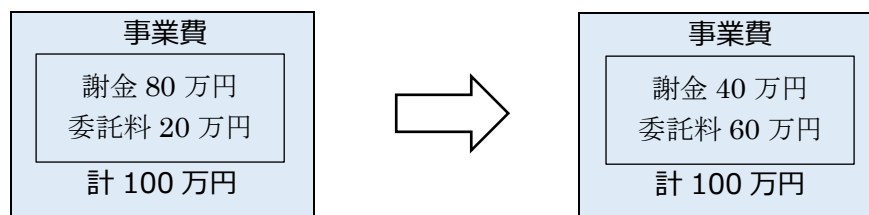
②新しい事業費目加わる場合



※新しい事業費目加わる場合、事業費総額の移動の有無に関わらず変更交付申請が必要となります。

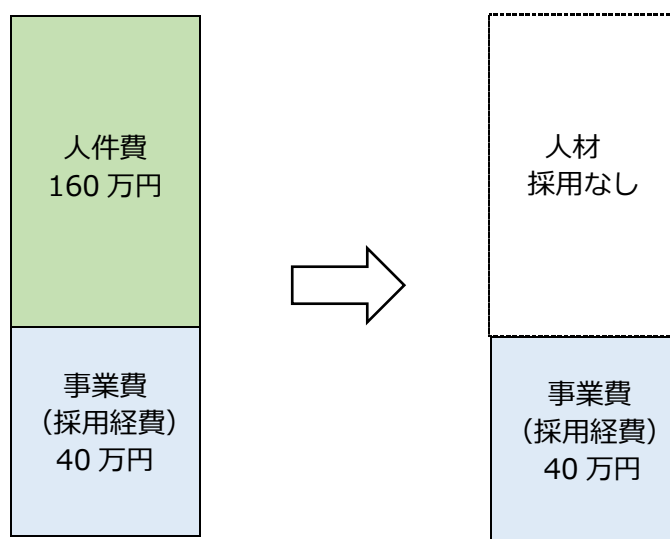
2、変更交付申請が**不要**な場合

①新しい事業費目の追加がない場合



※新しい事業費目加わることなく事業費の配分のみ変化する場合、変更交付申請不要です。

②事業を実施しようとしたが結果として実績がない場合



※人材を募集したが応募がなく採用できなかった場合、変更交付申請は不要です。

※この場合も、求人・採用に要した経費は補助対象となります。

※事業自体を全て廃止・中止する場合は、事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）の提出が必要となります。

3、変更交付申請の有無に関わらず**事業対象とならない**場合

- ・観光事業者に従事する正規職員を採用しようとしたが応募がなかったため、直接観光事業に携わらない職員の採用に切り替えた場合
- ・新型コロナウイルスの感染者が全国的に急増し来県者が見込めなくなったため、観光ではない事業（例：自社製品の通信販売のみを対象とするプロモーション）に切り替える場合。理由の如何を問わず、事業対象外の取組への切替は補助対象とはなりません。
- ・当初50万円のプロモーションを予定し、補助定額50万円で申請していたが、当初計画以上に費用が必要となったため、100万円での申請に切り替えたい（補助額の増額は認められません）

※上記はあくまでも例示であって、上記に類する場合は同様の扱いとします。どの場合に該当するか不明の場合はサポートセンターにお問い合わせ下さい。